

●香川県告示第273号

香川県土地改良事業設計費補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年7月5日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県土地改良事業設計費補助金交付規程の一部を改正する規程

香川県土地改良事業設計費補助金交付規程（昭和35年香川県告示第129号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(事業採択申請)</p> <p>第3条 補助金の交付を受けて事業を実施しようとするものは、土地改良事業設計費採択申請書（第1号様式）を前年度の<u>3月31日</u>までに知事に提出しなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補助金交付の対象</th> <th style="text-align: center;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地整備事業</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>水利施設整備事業</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>農地防災事業</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	補助金交付の対象	補助率	農地整備事業	略	水利施設整備事業	略	農地防災事業	略	<p>(事業採択申請)</p> <p>第3条 補助金の交付を受けて事業を実施しようとするものは、土地改良事業設計費採択申請書（第1号様式）を前年度の<u>4月30日</u>までに知事に提出しなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補助金交付の対象</th> <th style="text-align: center;">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基盤整備促進事業</td> <td style="text-align: center;">60%以内</td> </tr> <tr> <td>ため池等整備事業</td> <td style="text-align: center;">60%以内</td> </tr> <tr> <td>農業集落排水事業</td> <td style="text-align: center;">60%以内</td> </tr> </tbody> </table>	補助金交付の対象	補助率	基盤整備促進事業	60%以内	ため池等整備事業	60%以内	農業集落排水事業	60%以内
補助金交付の対象	補助率																
農地整備事業	略																
水利施設整備事業	略																
農地防災事業	略																
補助金交付の対象	補助率																
基盤整備促進事業	60%以内																
ため池等整備事業	60%以内																
農業集落排水事業	60%以内																

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

香川県知事 殿

事務所所在地

事業施行者

代表者 氏 名[㊤]

土地改良事業設計費採択申請書

年度において下記地区の 設計を実施したいので採択されるよう香川県土地改良事業設計費補助金交付規程第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業種別
- 2 地区名
- 3 主要工事の内容及び数量
- 4 全体事業費の概算 円
- 5 事業の効用及び受益面積
- 6 設計に要する費用 円
- 7 添付書類 事業種別に応じた知事が指定する書類

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

香川県知事 殿

事務所所在地

事業施行者

代表者 氏 名[㊤]

土地改良事業設計費採択申請書

年度において下記地区の 設計を実施したいので採択されるよう香川県土地改良事業設計費補助金交付規程第3条の規定により申請します。

記

- 1 事業種別
- 2 地区名
- 3 施行箇所
- 4 事業目的
- 5 主要工事の内容及び数量
- 6 全体事業費の概算 円
- 7 事業の効用及び受益面積
- 8 設計に要する費用 円

附 則

この規程は、平成23年7月5日から施行し、改正後の香川県土地改良事業設計費補助金交付規程の規定は、平成23年度分の補助金から適用する。